

個人情報の取り扱いについて

カーディフ生命保険株式会社

1. 個人情報の利用目的

カーディフ生命保険株式会社(以下「当社」といいます。)におけるお客さまの個人情報の利用目的は次のとおりです。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の取得および利用

当社は、お客さまの個人情報を法令等に定める場合を除き、上記1.の利用目的のためだけに取得し、その利用目的の達成に必要な範囲内で利用させていただきます。

なお、機微(センシティブ)情報である人種、民族、信条、門地、本籍地、保健医療、性生活、犯罪経歴、または労働組合への加盟に関する情報については、保険業法施行規則に基づき、保険事業の適切な業務運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社は、これらの情報については、限定されている目的以外では取得、利用いたしません。

3. 再保険引受会社への個人情報の提供等

当社は、引受リスクを適切に管理するために再保険(再々保険以降の出再を含みます。)を利用することがあります。そのため、再保険引受会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに利用することを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、当該業務遂行に必要な被保険者の個人情報(氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および当該保険契約に関する引受けおよび支払査定時に利用する告知書記載事項を含む健康状態等の保健医療情報など)ならびに当社における支払結果を再保険引受会社に提供することがあります。

4. 個人情報の共同利用

当社では、特定の者との間でお客さまの個人情報を共同利用することがあります。当社の行っている共同利用は次のとおりです。

(1) カーディフ損害保険株式会社との共同利用

当社とカーディフ損害保険株式会社は、お客さまの個人情報を相互に提供し共同で利用することがあります。

(2) 支払査定時照会制度

当社は、(一社)生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約などの解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約などに関する情報(①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)、②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの)、③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額・給付金日額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法)を共同して利用いたします。

詳細については「ご契約のしおり・約款」のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページにてご確認ください。

商品説明書(契約概要)
特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)

無解約払戻金型特定疾病診断給付保険 IV型(ガン保障タイプ)

この書面では、ガン保険に関する重要な事項「契約概要・注意喚起情報」について、ご説明しています。

必ずお読みいただき、保障内容(給付金額・保険期間)をご選択の際には、お客さまのご意向に沿って十分に検討ください。また、最終的にお客さまのご意向に沿ったご加入プランであることをご確認のうえ、お申込みください。

ご契約後、この書面は「ご契約のしおり・約款」および「保険証券」と共に大切に保管してください。

このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり・約款」に記載されていますので必ずご確認ください。

この書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。「ご契約のしおり・約款」は、お支払事由および制限事項の詳細など、ご契約について大切な事項や主な保険用語の説明などを説明しています。

1
~5ページ商品説明書
(契約概要)

保険契約のお申込みの際に、保険契約の内容をご理解いただくために、特にご確認いただきたい事項が記載されています。

- 「商品説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付内容に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。詳細な内容や主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- ご契約の際には、「特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)」も必ずご確認ください。

6
~10ページ特にご注意いただきたい事項
(注意喚起情報)

保険契約のお申込みの際に、特にご注意いただきたい事項やお客さまにとって不利益となる事項が記載されています。

- 記載内容について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。保険契約者および被保険者ともに、この書面に記載の事項を必ずご確認ください。
- お客さまにとって特に不利益となる情報などが記載されていますので、必ずご確認ください。

- ➔ 4 給付金をお支払いできない場合 …… 8ページ
- ➔ 6 解約払戻金について …… 9ページ
- ➔ 7 現在のご契約の解約または減額を前提とした新たなご契約について …… 9ページ

- ご契約の際には、「商品説明書(契約概要)」も必ずご確認ください。

[引受保険会社]

カーディフ生命保険株式会社

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスタワー9階
お客さま相談室 TEL03-6415-8275
受付時間 月曜日~金曜日 9:00~18:00(祝日、年末年始を除く)

伝わるデザイン

UCDA

第三者認証

1A1603004(1)



BNP PARIBAS CARDIF
カーディフ生命保険株式会社

The insurer
for a changing
world

1 商品のしくみ

(1) 商品の名称

無解約払戻金型特定疾病診断給付保険

(2) 保険契約の型

Ⅳ型(ガン保障タイプ)

(3) 商品の特徴

- ガン給付の責任開始日以後、保険期間中に悪性新生物(ガン)に生まれて初めて罹患し、医師によって診断確定されたときに、**ガン診断給付金**をお支払いします。
- ガン給付の責任開始日以後、保険期間中に上皮内ガンまたは皮膚ガンに生まれて初めて罹患し、医師によって診断確定されたときに、**上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金**をお支払いします。
- **ガン診断給付金**をお支払いすると、保険契約は終了します。

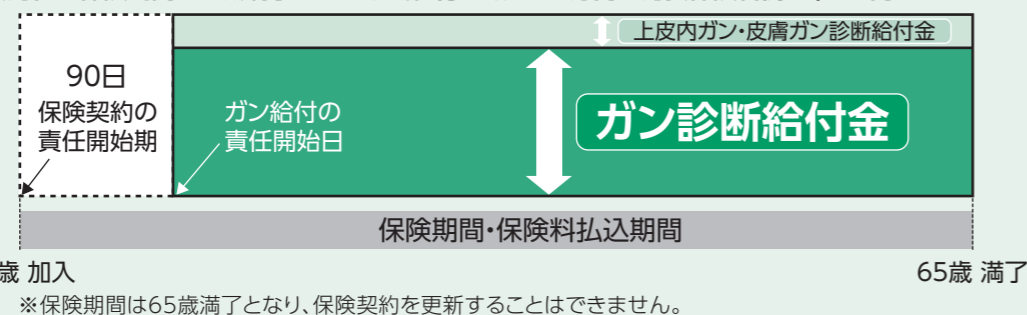
※詳しくは4ページ「給付金のお支払回数について」をご確認ください。

〈しくみ図〉

募集代理店によって、ガン診断給付金額や保険期間などの取扱範囲が異なります。詳しくは、パンフレットをご覧ください。

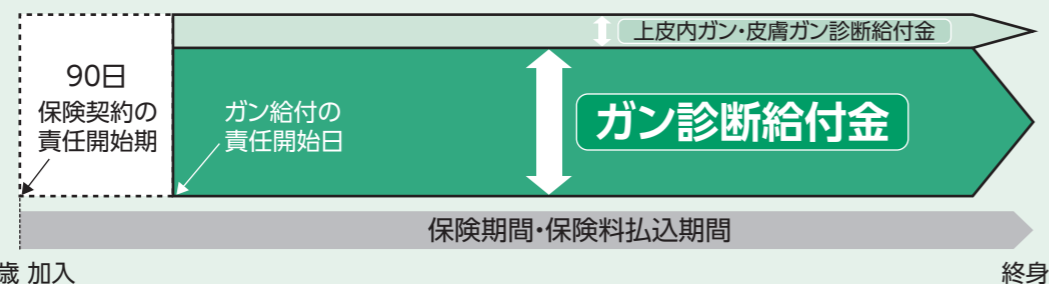
保険期間65歳満了のご契約例

35歳男性 保険期間:65歳満了 ガン診断給付金額:300万円 月払保険料例:2,598円



保険期間終身のご契約例

35歳男性 保険期間:終身 ガン診断給付金額:300万円 月払保険料例:3,870円



※ご契約例の保険料は、2017年4月2日現在における保険料率で計算しています。

(4) 保障内容

募集代理店によって、ガン診断給付金額や保険期間などの取扱範囲が異なります。

詳しくは、パンフレットをご覧ください。

1. 給付金および保険料

給付金	給付金額	保険料	保険料払込方法	保険料払込経路
ガン診断給付金	ご契約時にご指定いただく金額	契約日における被保険者の契約年齢(満年齢)で計算された金額 詳しくは、「保険料表」をご覧ください。	月払	●口座振替 ●クレジットカード ●振込(第1回)および口座振替(2回目以降)
上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金	ガン診断給付金額の10%			

2. 保険期間および契約年齢

保険期間	契約年齢	備考
65歳満了	満20歳～満55歳	保険期間は、満65歳になって初めて到来する年単位の契約応当日の前日までとなります。
終身	満20歳～満70歳	

(5) その他の特約

指定代理請求特約

被保険者が給付金を請求できない所定の事情があるときに、被保険者に代わり指定された代理人が給付金を請求することができる特約です。

1. 指定代理請求人について

指定代理請求人は1名とし、つぎの(1)～(5)の範囲内から、保険契約者が被保険者の同意を得て、指定します。

- (1)被保険者の戸籍上の配偶者
- (2)被保険者の直系血族
- (3)被保険者の兄弟姉妹
- (4)上記(2)、(3)のほか、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (5)上記のほか、つぎの範囲内でカーディフ生命保険株式会社が認めた者
 - ①被保険者と同居または生計を一にしている者
 - ②被保険者の財産管理を行っている者
 - ③死亡保険金受取人
 - ④上記①～③と同等の関係にある者

※保険契約者は被保険者の同意を得て、上記(1)～(5)の範囲内で指定代理請求人を変更(撤回を含む)することができます。

※(5)について、お申込み時または給付金の請求時に事実関係を確認させていただく場合があります。

2. 代理請求が可能な場合について

被保険者がつぎの(1)～(3)のいずれかに該当するときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、カーディフ生命保険株式会社の承諾を得て、被保険者の代理人として給付金の請求をすることができます。

- (1)傷害または疾病により、給付金の請求を行う意思表示が困難である場合
- (2)カーディフ生命保険株式会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
(病名が医師から被保険者に告知されず、ご家族のみが知っている場合 等)
- (3)その他、(1)または(2)に準じる状態である場合



ご注意 指定代理請求特約による代理請求を確実にを行うため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、保険契約の内容および代理請求できる旨を必ずお伝えください。

2 お支払事由



(1) お支払事由と受取人

給付金	お支払事由	受取人
ガン 診断給付金	被保険者がガン給付の責任開始日以後、保険期間中に所定の悪性新生物(ガン)に生まれて初めて罹患し、医師によって診断確定*されたとき	被保険者
上皮内ガン・ 皮膚ガン 診断給付金	被保険者がガン給付の責任開始日以後、保険期間中に所定の上皮内ガンまたは皮膚ガン(皮膚の悪性黒色腫を除く)に生まれて初めて罹患し、医師によって診断確定*されたとき	被保険者

*病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

 給付金のお支払いには制限条件があります。詳しくは、8ページ「特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)」
ご注意  給付金をお支払いできない場合をご覧ください。

(2) 対象となる疾病について

給付金	対象となる疾病
ガン 診断給付金	<p> ただし、以下はお支払対象とはなりません。</p> <p>①上皮内ガン(大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含む)</p> <p>②皮膚ガン(皮膚の悪性黒色腫を除く)</p>
上皮内ガン・ 皮膚ガン 診断給付金	<p> ただし、皮膚の悪性黒色腫はお支払対象とはなりません。</p> <p>ガン診断給付金のお支払対象となります。</p>

3 給付金のお支払いについての留意事項

(1) 保障の開始について

- ガン給付の責任開始日から、ガン診断給付金および上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金の保障を開始します。
- ガン給付の責任開始日は、保険契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。また、復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

(2) ガン給付の責任開始日前の罹患について

- 被保険者がガン給付の責任開始日前にガン、上皮内ガンまたは皮膚ガンに罹患していた場合には、診断確定がガン給付の責任開始日以降であっても、ガン診断給付金または上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金はお支払いしません。
- 診断確定日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申し出があったときは、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料をお返します。
- 申し出がなかったときには、保険契約は継続しますが、新たに別のガン、上皮内ガンまたは皮膚ガンに罹患しても、ガン診断給付金または上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金はお支払いしません。

(3) 給付金のお支払回数について

- ガン診断給付金および上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金はそれぞれ1回のみお支払いします。
- ガン診断給付金が支払われた場合は、保険契約は消滅し、保障は終了となります。
- 上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金が支払われた場合には、保険契約は継続されます。この場合、上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金の保障は消滅しますが、保険料は改めません。

(4) 給付金の受取人について

給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

4 商品・制度などその他の留意事項

(1) 解約払戻金について

解約払戻金はありません。

※この保険は、解約払戻金をお支払いしない仕組みで保険料を計算しております。

(2) 保障の終了について

- 被保険者がガン診断給付金の支払事由に該当したときに保険契約は消滅し、保障は終了となります。



上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金のお支払いがなくても、被保険者がガン診断給付金のお支払事由に該当したときに、保険契約は消滅します。

- 保険期間中に被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅し、保障は終了となります。

(3) 保険契約の型および保険期間について

ご契約後に保険契約の型および保険期間を変更することはできません。

(4) 配当金について

配当金はありません。

1 クーリング・オフ制度

ご契約のしおり・約款 P8

申込日から1ヵ月以内*であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。この場合には、お申込みいただいた金額をお返しします。

(1) クーリング・オフのお申出方法

クーリング・オフはお申出の書面を発信した時に効力を生じます。必要事項を記載のうえ、郵便にてカーディフ生命保険株式会社までお送りください。なお、有効期日は申込日よりその日を含めて1ヵ月以内*の郵便の消印日付です。

(2) クーリング・オフをできない場合

- 保険契約が金銭消費貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するためのものである場合
- 既契約の更新、ご契約後の契約内容の変更などに関わるものである場合

*「1ヵ月以内」には土・日・祝日を含みます。詳しくは、次のとおりです。

- 申込日が月の初日の場合：当月末日まで
- 月の途中の場合：翌月の月単位の応当日前日まで
(2月28日お申込みの場合は3月27日、7月31日お申込みの場合は8月30日)
- 翌月に月単位の応当日がない場合：翌月末日まで
(平年の1月31日お申込みの場合は2月28日まで)

2 健康状態などの告知について

ご契約のしおり・約款 P14

(1) 告知義務

保険契約者および被保険者には、過去の傷病歴、現在のご健康状態やご職業などについて、「告知書」でおたずねする事項に対し、事実をもれなく正確に答える義務があり、これを告知義務といいます。

- お申込みにあたっては、「告知書」でおたずねする事項について、**事実をありのままに正確にもれなく記入(告知)してください。**
- 告知いただいた内容によっては、ご契約のお引受けを制限させていただく場合があります。その他カーディフ生命保険株式会社の基準により、他のご契約者との公平を保つため、ご契約をお引受けできない場合があります。
- 告知をしていただく場合には、「告知書」をご提出いただくことが必要です。生命保険募集人は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知をしていただいたことにはなりません。

(2) 正しく告知いただけない場合の取り扱い

事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保険契約の責任開始期(復活が行われた場合には最後の復活の際の責任開始期)から2年以内であれば、カーディフ生命保険株式会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合、**既に払い込まれた保険料はお返ししません。**

- ご契約を解除した場合には、給付金の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。ただし、給付金の支払事由が、解除の原因となった事実によらない場合には、給付金をお支払いします。
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合や、保険契約者または給付金の受取人の詐欺により、保険契約の締結または復活が行われたときには、責任開始期からの年月にかかわらず「詐欺による取消し」が適用され、給付金をお支払いできないことがあります。

(3) 傷病歴などがある場合のお引受け

傷病歴などがある方でもお引受可能な場合があります。

- カーディフ生命保険株式会社は保険契約者間の公平性を保つために、お客さまのご健康状態などに応じたお引受けを行っております。傷病歴などがある場合、お引受けをお断りすることもあります。その内容によってはご契約をお引受けすることもあります。

(4) 申込内容または給付金請求内容などの確認

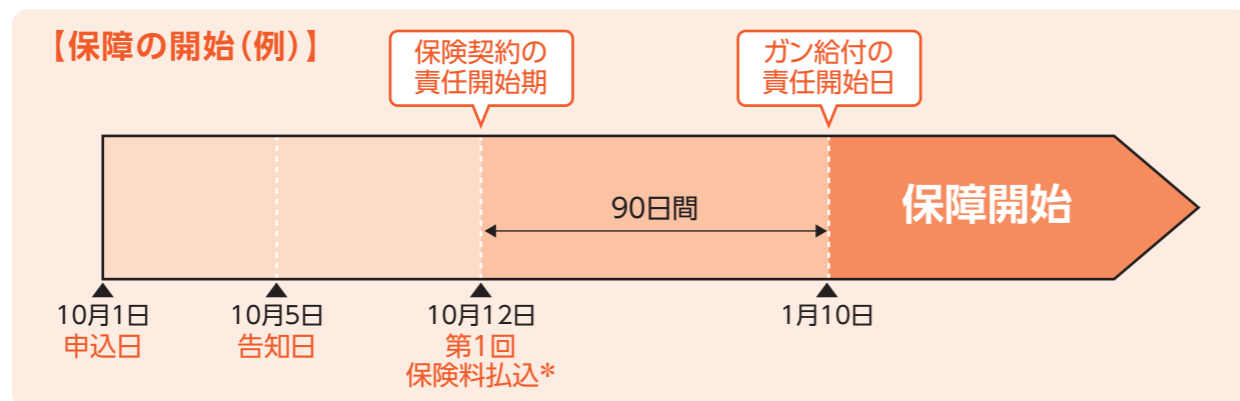
契約確認、給付金確認をさせていただく場合があります。

- ご契約の成立前、成立後および給付金のご請求時に、カーディフ生命保険株式会社が委託する者が、保険契約者、被保険者および医療機関などに対し保険契約のお申込み内容、告知事項または請求内容などについてお伺いすることがあります。

3 保障の開始について

ご契約のしおり・約款 P15

お申込みいただいた保険契約をカーディフ生命保険株式会社が引受けすることを承諾した場合、告知と第1回保険料相当額の払い込みが完了した時点*が保険契約の責任開始期となります。ガン給付の責任開始日は、責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。



*カーディフ生命保険株式会社が第1回保険料相当額を受領した時点を行います。
 なお、クレジットカード扱いの場合は、クレジットカードの有効性などを確認した時点となります。

生命保険募集人の権限について

生命保険募集人は、お客さまとカーディフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介をする者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してカーディフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

4 給付金をお支払いできない場合

ご契約のしおり・約款 P20

次の場合、給付金をお支払いできないことがあります。

- ガン給付の責任開始日前において、被保険者がガン、上皮内ガンまたは皮膚ガンに罹患していたと認められる場合**
- 保険料の払い込みがなく、ご契約が失効した場合
- 告知していただいた事柄が事実と相違し、**「告知義務違反」によりご契約が解除**となった場合
- 詐欺によりご契約が取消し**になった場合や、給付金の**不法取得目的があつてご契約が無効**となった場合
- 保険契約者などが給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められたときなど**重大事由によりご契約が解除**された場合

5 保険料払込猶予期間、失効、復活について

ご契約のしおり・約款 P23

(1) 保険料の払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料を払い込む月)中にお払込みください。なお、払込期月中に払い込みがない場合でも、払込期月の翌月初日から末日まで払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払い込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力を失います。**これを失効といいます。
- ご契約が失効した場合、給付金のお支払いはできません。

【保険料払込猶予期間・失効(例)】



(2) 保険料の立て替え(自動振替貸付)

この保険契約は、**保険料の立て替え(自動振替貸付)はできません。**

(3) 契約の復活

- 万一ご契約が失効した場合でも、**失効の日から1年以内であれば、ご契約を復活**することができます。この場合、告知と失効している期間の保険料(およびその利息)の払い込みが必要となります。ただし、ご健康状態などによっては復活ができない場合があります。
- ご契約の復活をカーディフ生命保険株式会社が承諾した場合は、告知と失効している期間の保険料(およびその利息)の払い込みがともに完了した時点が、保険契約の責任開始期となります。復活の際のガン給付の責任開始日は、復活の際の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

6 解約払戻金について

ご契約のしおり・約款 P25

この保険契約には解約払戻金はありませんのでご注意ください。

7 現在のご契約の解約または減額を前提とした新たなご契約について

ご契約のしおり・約款 P8

- 多くの場合、解約払戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 通常の保険契約と同様に告知義務があります。新たなご契約には「新たなご契約の責任開始期」を起算日として、告知義務違反による解除の規定などが適用されます。
- 詐欺による取消しの規定なども、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- 被保険者の告知内容などによっては新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために上記のとおり解除・取消しとなることがあります。

8 給付金が削減される場合について

ご契約のしおり・約款 P10

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額が削減されることがあります。
- カーディフ生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険 契約者 保護機構	TEL 03-3286-2820	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
	ホームページアドレス	http://www.seihohogo.jp/

9 給付金のご請求について

ご契約のしおり・約款 P26

お客さまからのご請求に応じて、給付金のお支払いを行う必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにカーディフ生命保険株式会社へご連絡ください。必要に応じてご請求に必要な書類をお送りします。

- 給付金のお支払事由、ご請求手続き、給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」のほか、ホームページにも記載しておりますので、ご確認ください。
[カーディフ生命保険株式会社ホームページ](http://www.cardif.co.jp/jp/pid2685/cardif-vie.html) <http://www.cardif.co.jp/jp/pid2685/cardif-vie.html>
- カーディフ生命保険株式会社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない恐れがありますので、お名前・ご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

10 相談窓口

ご契約のしおり・約款 P28

〈ご相談窓口〉

お手続きやご契約に関するご相談・苦情につきましては、下記の引受保険会社までお問い合わせください。

カーディフ生命保険株式会社	
お客さま 相談室	TEL 03-6415-8275 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00(祝日、年末年始を除く)

〈指定紛争解決機関および生命保険相談所〉

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて対応しています。

[生命保険協会ホームページ](http://www.seiho.or.jp/) <http://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。